議案第２１号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和９年３月３１日をもって、鋸南地区環境衛生組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２４日提出

佐倉市長　　西　田　三十五